

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社シーアールイー（証券コード：ー）

【据置】

長期発行体格付 格付の見通し	AAー 安定的
-------------------	------------

■格付事由

- （1）物流施設の賃貸、管理、開発、仲介などを手掛ける不動産会社。物流施設の開発・テナント誘致・売却までを一貫して行う物流投資事業を主力としており、利益の過半を占める。一方、物流施設のサブリースやプロパティマネジメントを中心とした不動産管理事業や、不動産ファンドの運営などを行うアセットマネジメント事業も手掛けており、安定したストック収入で販管費をおおむねカバーできる状況にある。25 年 3 月より三井住友ファイナンス&リース（SMFL）の連結子会社（出資比率 50.1%）となっている。
- （2）当社の格付には親会社グループの信用力を強く反映させている。SMFL は新たなコアビジネスの確立に向けて不動産事業の強化を進めている。不動産事業の中でも物流分野の重要性は高まっており、当社の経営的重要度は高いと考えられる。また、資金面、事業面、人材面などのサポートも見込まれ、親会社による支配・関与度が相応にある。以上より、当社の長期発行体格付を据え置き、見通しを安定的とした。
- （3）近年の営業利益はおおむね拡大基調にある。物流施設の開発および売却が順調であり、27/1 期以降の業績も堅調に推移すると考えられる。一方、物流投資事業はいわゆる資産回転型ビジネス主体であり、不動産市況悪化時の収益変動リスクは相応に大きい。物流投資事業の成長に併せて、不動産管理事業やアセットマネジメント事業による安定したストック収入の厚みを増していくことは継続的な課題となる。26 年 6 月に子会社化した大阪倉庫の貢献状況などを確認していく。
- （4）物流施設の開発を積極化する中で有利子負債は増加傾向にある。また、25/7 期の自己株式取得による影響もあり、足元の財務構成は悪化している。事業リスクの大きさを踏まえると、自己資本の積み上げなどによる財務改善が必要と考えられる。一方、SMFL グループの方針に沿って、一定の財務規律を遵守しながら事業運営がなされるとみられ、財務構成が急速に悪化する懸念は小さい。

（担当）山口 孝彦・安部 将希

■格付対象

発行体：株式会社シーアールイー

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	AA-	安定的

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2026年7月16日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：里川 武
主任格付アナリスト：山口 孝彦
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」（2024年10月1日）、「不動産」（2023年6月1日）、「企業グループの傘下会社の格付方法」（2022年9月1日）として掲載している。
5. 格付関係者：
（発行体・債務者等） 株式会社シーアールイー
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っており、JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル